

「児童買春法」が施行されます



児童買春根絶を訴える日本ユニセフ協会のポスター。ストックホルムで「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された1996年に、日本政府、NGOの協力により制作された。

こうして成立した同法は、対象となる児童を十八歳未満としたうえ、児童買春した者や児童ボルノを販売した者などを、懲役刑や罰金刑によつて厳しく処罰することを定めています。また、児童買春の相手方となつたり児童ボルノに描写されたことによって、心身に有害な影響を受けた児童を保護する措置についても定め、児童の権利の擁護に配慮しています。これに関連し、この児童買春罪は、被害者からの訴えを必要としない非親告罪となつていま

す。児童買春については、被害者である児童の側が、加害者はその背後の組織の報復を恐れて告訴できなかつたり、加害者側が児童の保護者への金銭の支払いで示談としたりすることが通常の性犯罪以上に多いことと考えられます。親告罪とすると児童買春の相手方となつた児童の保護や、児童を性欲の対象としてとらえる風潮の抑制、児童一般の心身の成長への重大な影響の防止を十分に図ることが困難になると考えられることなら、非親告罪としたものです。

なお、この法律では「買春（かいしゅん）」という言葉が使われていますが、これは、買う側（大人）の責任を明確にするための表現です。つまり、児童の売買春は、仲介する者が弱い立場の児童を強制的に売買することが組織的に行われているなど、大人の優位な立場をしている点で、性を売る側の是非を問われがちな売春と違い、買う側の是非が問われる問題であるからです。

**十八歳未満の児童を対象
非親告罪、大人の責任を明確に**

デオテープ等の製造・販売も同様に問題となっています。特に、東南アジアでの児童買春の多くに日本人旅行者等が関係し、世界に出回っている児童ボルノの多くが日本製であると言われるなど、日本が児童買春・児童ボルノの加害国あるいは発信源になつていることが国際的に強く非難されています。諸外国の多くは法によつてこ

わりなく処罰されることになります。しかし、十三歳以下の者に対する金銭の授受があつても同意があれば強姦、強制わいせつ罪は成立しません。

また、わいせつな文書、図画その他のものを颁布、販売、公然陳列または販売目的で所持した者も、わいせつ物頒布等罪に処罰されることとなつています。しかし、わいせつ図画の掲

影響を与えます。児童ボルノについても、そこに描写された児童の心身に長期にわたって有害な影響を与える続けます。

さらに、このような行為が社会に広がることは、児童を性欲の対象としてとらえる風潮を助長することになり、身体的・精神的に未熟な児童一般の心身の成長にも重大な影響を与えることになります。

「児童買春法」（正式名称＝「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）が今年五月に成立・公布され、来月一日から施行されます。

になり、国際的な批判が高まっています。子どもの性的搾取・虐待は、子どもの基本的人権を著しく侵害するものであり、一国の人権意識・社会意識のレベルを問われかねない恥すべき行為です。法の施行を機に、法制定の背景、法の概要などをまとめました。

「子ども買春、子どもポルノ」の根絶を!!